

平成 25 年第 6 回稲城市教育委員会定例会

1 平成25年 6 月 19 日、午後 2 時から地域振興プラザ 4 階 大会議室において、平成 25 年第 6 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
稲垣 弘子
城所 正彦
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
学校教育課長	松本 葉子
教育部副参事	並木 茂男
指導主事	竹之内 勝
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 28 号議案
「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第 5 第 29 号議案
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」
- (6) 日程第 6 報告事項

委員 長 ただ今から平成25年第6回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございません
でしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願い
いたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会
期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」
を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

[教育行政報告]

学校教育課長 1. 工事請負状況について
2. 平成25年5月分不登校による欠席児童・生徒数について

指 導 室 1. 担当者事業について
2. 連携推進事業について
3. 研修事業について
4. 学校訪問事業について
5. その他について
6. 教育センター関係について

学校給食
共同調理場 1. 第1回学校給食共同調理場運営委員会
2. 第1回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会
3. 第1回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会
4. 施設見学・試食会

生涯学習課 1. 社会教育委員関係について
2. 社会教育活動の振興について
3. 青少年委員関係について
4. ふれあいの森関係について

5. 青少年指導者養成事業について
6. 青少年育成地区委員会関係について
7. 芸術文化活動の振興について
8. 文化財の保護と普及について
9. 生涯学習推進事業について
10. 学校施設コミュニティ開放事業について
11. 放課後子ども教室支援事業について

体 育 課

1. スポーツ推進委員協議会関係について
2. 市立公園内運動施設管理運営について
3. 社会体育施設管理運営について
4. 体力づくり運動推進事業について
5. 国民体育大会関係について
6. その他について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館における事業の実施状況について
4. i プラザの主な主催事業の実施状況について
5. 工事等請負状況について
6. 平成 25 年 5 月文化センター課利用統計について

図 書 館

1. 市主催事業について
2. 中央図書館主催事業(SPC 運営)について
3. 城山体験学習館の主な事業について
4. 学校・地域等との連携について
5. 図書館の利用状況（平成25年5月）について

委 員 長

ありがとうございました。

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第 4 第28号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長

本案につきましては、東京都教育委員会では、平成26年度より指導教諭の職を全校種（小・中・高校）全市区町村に導入する予定です。このため稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育部副参事より説明いたします。

委 員 長

それでは、教育部副参事、お願いいたします。

教育部副参事

それでは、第28号議案、指導教諭の配置に向けました稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

東京都教育委員会では、平成25年度に都立学校におきまして評価の高い専門性と指導力を持つ指導教諭を配置し、平成26年4月に小・中学校にも配置を拡大しております。

小・中学校の指導教諭につきましては、東京都による選考を経て、まず国語、算数、数学、理科が初めに導入され、順次各教科に拡大されます。

また、任用は、稲城市、八王子市、町田市、日野市、多摩市のブロック単位で行われますので、ブロックの中で、現在、応募状況を見ているところでございます。

指導教諭の役割としましては、在籍校のOJTの中で教科の専門性を発揮することはもちろんですが、ブロック全体の中で他校の教員に公開授業や模範授業を行い、各学校の代表としてその指導技術やノウハウを広げていく力量が求められてまいります。

また、待遇といたしましては、指導的な役割を持つ主幹教諭と同じ指導職層の4級職として選考を任用される予定でございます。

今回、稲城市におきましても、平成26年度から指導教諭の任用を視野に入れ、稲城市立学校の管理運営に関する規則を一部改正し、位置づけを行ってまいるところでございます。

具体的には、第7条の2に指導教諭を位置付け、順次、項を繰り下げてまいります。

よろしくご審議お願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員

これはブロックごとにとということですが、実際に置かれるのは各学校に一人ずつ置かれる形になるのですか。ブロックに一人ということですか。

教育部副参事

ブロックの中で置かれますが、一人という数は限定ではなく、議案概要説明書の資料の中に東京都からの資料が添付されておりますが、この資料の4ページのところがございますが、例えば、小学校で申し上げますと、東京都全体で210名、中学校で申し上げますと、東京都全体で130名という数を予定してございます。これをその下にある東京都全体を11に分けたブロックの中から選ぶということでございますので、単純計算はできませんが、稲城市内で申し上げますと、小学校で言いますと、単純に割りますと、二、三名、中学校ですと一、二名というふうになる予定でございますが、これは必ずしも割りつけてあるわ

けではありませんので、ブロックの中で選定をしてまいるつもりでございます。

委員長 いかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 今回の指導教諭なのですけども、やっぱり数が非常に少ないかと思うんですけども、これは書いてあるように、指導教諭の方が張りついたというか、おられた学校に他の先生が実際に見て・聞いてというか、研修みたいにするようにして、その先生が直接ではなくて、それを見て・習った後はまた実地校に戻ってから他の先生に教えるみたいな形になるかと思うんですけど、そういう機会というのは、たくさん研修会というか、そういう実際に見られる、他の教諭の方が指導教諭の授業を見られる機会というのは、どんな感じになるのか。回数というか、内容というか。

委員長 教育部副参事、どうぞ。

教育部副参事 まず、現在のところ、詳細につきましては、東京都のほうで検討しているところでございますが、現在でも、授業については、都の教員が年に1回程度そういった研究授業を行っておりますので、それを今度は制度化する中で、そういうプラスアルファという形で実際に広報する形でブロックの中で集めてございますので、年に3回以上という規定になっております。

伊勢川委員 ありがとうございました。

委員長 城所委員、どうぞ。

城所委員 今回、この規則が改正されたと仮定して、平成26年4月以降に任用という形になろうかと思うのですが、今後の任用までのスケジュールとしては、どんな流れになってくるのでしょうか。

委員長 教育部副参事、どうぞ。

教育部副参事 平成26年度の任用に向けましては、まず1学期中に各地区で候補者を選定いたしまして、実際、市の中で推薦に値するかどうかということで、授業を参観したりですとか、学校長のほうから資料を提出していただいたりします。それを受けまして、次は、同じ教科で複数推薦される可能性もありますので、ブロックの中の調整を行った上で、東京都のほうに推薦を行います。それを受けて、東京都の中で認定して、年度内に決定がされる予定でおります。

城所委員 では、今年度1年間かけて、任用に向けて取り組んでいくということで、よ

ろしいでしょうか。

委員 長 教育部副参事、どうぞ。

教育部副参事 こちらの資料にございますが、5年間をかけて全教科整備ということがございますので、平成25年度につきましては、先程申し上げました、国語、算数、数学、理科を今年度選定するということです。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 長 どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 済みません。ちょっとこれを見させてもらおうと、年齢が39歳以上54歳未満の方々と、3ページのところのちょっと上のほうに書いてありますが、結局、定年に近いような方で、すごくベテランの先生が結構いると思うんですよ。そういう人の活用というか、そういうことはもう一切考えてはいないということでしょうか。

委員 長 教育部副参事、どうぞ。

教育部副参事 中長期的な課題といたしましては、教員の中でベテランの力を活用していくということは、大事なことだとは考えられますが、この指導教諭の制度といたしましては、任用した後に各地区のほうで活躍していただく期間を考えた上で上限を設定しているところでございます。

伊勢川委員 ありがとうございます。

委員 長 今、任用までの流れの中の説明は伺ったんですけど、例えば、稲城市の場合は、二、三名、小学校、中学校は一、二名というふうに入っているんですけど、実際、稲城市の中でそういうような該当する方々が、今、二人の中では、もちろんうちの地域ではというような方がいらっしゃるのでしょうか。

委員 長 教育部副参事、どうぞ。

教育部副参事 現在、市内には、各教科領域の研究を熱心に行っている先生が数多くいらっしゃると思いますが、その中でも、この指導教諭に該当するような先生もおります。その中で、今、校長会等も含めまして、そういった準備をしているところであります。

委員長　もう1点ですが、今、伊勢川委員のほうからご質問があったように、年齢制限が今言われていますけれど、本当にベテランで、こういう方がいいなというようなことも、校長や指導主事の方が見ていらっしゃる方がいっぱいいるだろうと思うんですけれども、そういう方々の利用方法は、稲城市としては、他に何か考えられることがあるんだろうと思うんですけれども、指導教諭というような形じゃなくて、そういうふうなリーダーシップをとってもらえるような方々を何か生かす方法というのは、あるのでしょうか。

委員長　教育部副参事。

教育部副参事　指導教諭の制度としては、確かに58歳という年齢が定められておりますが、もちろん、各学校の教育の場におきましては、実際にもっと年齢が高い先生方にも実力のある先生方がいらっしゃいます。校内のOJTという場面で若手教員の指導・助言を行ったり、そういう形で、また、退職後の働き方という中でも、そういった学校現場に近い形での職種をお考えいただいて、ますます若手が増えますので、行進の指導のほうに関わっていただけたらというふうに考えています。

委員長　ありがとうございました。
他にはいかがでしょうか。教育長、どうぞ。

教育長　ちょっと1点、ブロック内での調整が必要という話があったんだけど、ちょっとその話、済みません、私は知らなかったんだけど、ちょっと調整の方法というか、人数的な部分だとか、各市ごとの調整、優先度みたいな、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

委員長　教育部副参事。

教育部副参事　ブロックに数が割り振られているわけではございませんので、数の調整というよりも、その先生の研究の程度といいますか、教科の専門性でございます。例えば、教師道場であるとか、東京都の研究員であるとか、研究生であるとか、そういう逆転現象が起きないように、地区間で自主的な調整を行うという意味でございます。

委員長　1からブロックが11まで分かれておりますけれども、教員の全体の数は、大体どこもブロックごと、同じぐらいの人数になるのでしょうか。

教育部副参事　教員数のデータはございませんが、おそらくその辺りも考慮されているもの

とは思いますが、厳密に同じ数かどうかというところについては、現在ありません。

委員 長 大体ですね。
城所委員、どうぞ。

城所委員 済みません。色々と申し上げて。素朴な疑問として、稲城市で手を挙げたとして、優秀な人材なわけですよ。その方がブロック内の他市に任用されるというケースというのはあり得ることなんでしょうか。

委員 長 教育部副参事、どうぞ。

教育部副参事 異動にかかわることですので、まだそちらの方針は東京都から出されておられませんのでわかりませんし、本人のご意向もありますなるべく他市に出ないように、市内で活躍していただくことを希望します。

城所委員 東京都の任用ですものね。あり得ないことはないですね。

委員 長 どうぞ。

稲垣委員 私はちょっと誤解してしまして、加配になるのかなと思ったんですね、指導教諭というのは。そうじゃなくて、今現在いらっしゃる方の中から吸い上げるというか、そういう形になるんですか。

委員 長 教育部副参事。

教育部副参事 今のところ、その方向でございます。

稲垣委員 そうすると、指導教諭がいたり、主幹教諭がいたり、ちょっと余計複雑になっちゃうのかなというところはあるんですけども、例えば、主幹教諭を指導教諭と同じような、主幹教諭にそういう指導的な能力も持ってもらうというか、そういう活用の仕方のほうがわかりいいような気もしたんですけどね。今のところは別立てで出てくるわけですね。

教育部副参事 はい。

委員 長 そして、話が進んで、指導教諭に来年度指名されて、他のところでご活躍すると、年数が経って異動するときに、その方は異動した先でも指導教諭という立場がそのまま生かされるのですか。それともまた違って、毎年、指導教諭と

いうものは推薦されていくのですか。

教育部副参事 指導教諭に関しては、職として設定されますので、異動先でも指導教諭ということになります。

委員 長 主幹教諭と同じように。

教育部副参事 主幹教諭と同様、原則として、異動先でも指導教諭でございます。

委員 長 他にはいかがでしょうか。

見えてない部分もありますけれども、よろしいですか。

それでは、質問はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第28号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第5 第29号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

第29号議案におきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第29号議案は秘密会)

(これにて第29号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。

これより第29号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第6 「報告事項」です。本日の報告事項は1件です。「教育費補正予算（第2号）の提出に関する報告」について、学校教育課長より、説明をお願いいたします。
学校教育課長。

学校教育課長 それでは、お手元の報告事項の冊子をご覧くださいと存じます。
6月7日から開催されております、平成25年第2回市議会定例会に、教育費に係る補正予算案が追加で提出されておりますので、報告申し上げます。
5月29日に稲城市立稲城第一小学校旧校舎建替等工事及び稲城市第一学童クラブ分室改修工事、（仮称）稲城市立南山小学校新築工事及び（仮称）稲城市南山学童クラブ新築工事の2件について、入札を行ったところ、不調となりました。関連する電気工事、機械工事、監理委託については、入札が中止となっております。
この件を受けまして、どのような事情で不調となったのかということについて、入札者に対してヒアリングを行ったところ、平成25年度公共工事設計労務単価の上昇や、建築資材の価格の高騰の影響があったといった状況が把握されました。市では、学童クラブや小学校の開設が遅れたり、あるいは運営等に支障を及ぼすことによって、市民サービスの低下を招かないよう、できるだけ早期に再度入札を行い、工事請負契約を締結する必要があると判断いたしまして、直近に予定されておりました6月の議会に補正予算案を追加上程し、予算を措置した上で、再度の入札を行うという方針を固め、こちらの内容で現在開催中の市議会に6月11日付で追加上程されたところでございます。
本来であれば、教育委員会を開会いたしまして、あらかじめ補正予算案の内容等についてご意見をいただくところでございますが、何分、議会の開会が直前に迫っていて、教育委員会を開催するいとまがなかったということございまして、本日報告という形でお示しさせていただいているものでございます。
報告の表紙の次のページをお開きいただきたいと思います。
今回、追加上程となりました債務負担行為補正でございますが、2点、4項目に分かれております。大きくは稲城第一小学校関係の改修と（仮称）南山小学校関係の新築工事がございます。更にそれぞれが学校施設に関する教育費

の予算と学童クラブに関する福祉関係の予算に分かれているので、項目が四つに分かれているということでございます。（仮称）南山小学校については平成25年度から平成26年度まで、稲城第一小学校については平成25年度から平成27年度までの債務負担行為という、複数年度にまたがった契約を予定しているというものでございます。

予算が不足しているということでございますので、（仮称）南山小学校の部分で申しますと、補正前の支出予定額が19億9,722万5,000円を上限として契約を結ぶことができるということになっていたところを、22億1,535万8,000円を上限とするということで、増額しております。

また、稲城第一小学校に関しましても、補正前は12億3,614万9,000円を上限として契約することができることとなっておりますところを13億5,617万8,000円を上限とするという内容で増額をしております。

次のページは、ただ今の債務負担行為についての支出予定額に関する調書となっております。

左側が限度額、真ん中の左側の欄が前年度までの支出（見込）額、その右側が本年度以降の支出予定額、一番左がその財源内訳となっております、それぞれの項目についての補正後・補正前と、その増減額を調書の形で作成したものでございます。

今後につきましてですが、昨日、補正予算特別委員会が開催されまして、委員会では原案どおり可決となっております。

最終日で最終的な議決となるわけでございますが、6月28日の最終日に可決された場合は、直ちに契約に向けた手続を行いまして、7月31日に市議会臨時会を開催いただいて、契約議決を経た上で、着工してまいりたいと考えているところでございます。

大変長くなりましたが、報告事項は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 ちょっとこの今の第1表、債務負担行為補正というところで、ちょっと期間のことがよくわからないんですけども、稲城第一小学校のほうは平成25年から平成27年度まで、それから、（仮称）南山小学校は平成25年度から平成26年度までということで、（仮称）南山小学校が開校するのは、平成27年度ですよ。ですけど、この補正の債務負担行為の補正というのは、平成26年度までということで間に合うものなんでしょうか。その点はいかがでしょうか。

委員長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 (仮称) 南山小学校の開校予定は、平成27年4月ということになっておりまして、今のところ、予算上は年度で表記しておりますので、平成26年度末まで契約ができる形にはなっているのですが、実際の工期は平成27年2月ごろまでには工事を完了できるよう、予定しているところです。なお、当然、契約の時期が遅れるということは、着工が遅れることとなりますが、(仮称) 南山小学校のほうは工期に少しゆとりを持っていたところがありましたので、平成27年度の開校には支障がないということでございます。

稲城第一小学校については、既存校でございますので、子どもたちがいる状態で工事を行いますので、学期の途中で引越しができないですとか、色々な事情がございますことから、やはり工期が若干ずれることとなります。今のところ、一ヶ月程度のずれで改修できる予定でございます。

稲垣委員 ありがとうございます。

委員長 他にはいかがでしょうか。工期についての、今、説明がありました。城所委員、どうぞ。

城所委員 いわゆる債務負担行為の限度額が補正されたというところで、今のお話を聞くと、人件費、材料費等の高騰というところで、ヒアリングに基づいて、この増額になったんだろと思われるんですが、金額にすると、(仮称) 南山小学校ですと、約2億円ぐらゐの増額ということで、この限度額を引き上げることによって、速やかな入札、契約というのが現実的に可能なのか、その辺をちょっとお伺いしたいのですが。

委員長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 補正した金額自体は、業者から聞いた金額をそのままということでは当然ないわけで、積算単価は、基準となる単価を市の中で決めておりますので、その金額に置きかえた数字となっております。当然、背景には、平成25年度の公共工事設計労務単価の上昇や建築資材の価格が高騰したということが確認されておりますので、当初予算では労務単価について平成24年度単価により計上していたところですが、補正予算では平成25年度の単価に切り替えるとともに、資材費についても平成24年4月1日で計上していたものを平成24年6月1日単価に置き替えて積算し直している内容になっておりまして、再度の不調がないよう、できるだけの備えはしているところでございます。

委員長 他はいかがですか。

数字の大きなものですので。よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後 3 時 5 分閉会)